

日本惑星協会会員規約

日本惑星協会の目的に賛同し、当協会の活動を個人的に賛助・支援するものを会員とする。会員は以下の参加規約に基づく。

1. 登録

年会費：2,600円 / 1年、4,940円 / 2年、7,280円 / 3年。（総て消費税を含む）

2. 更新

会員は、会員期限までに継続の意志確認・更新を行うこととする。

3. 入会

入会を希望するものは、所定の手続きにより事務局へ申請しなければならない。

4. 登録費について

納められた登録費はいかなる理由があってもこれを返還しない。

5. 登録の継続・解除

登録の継続をしない会員は、非継続の旨を事務局に申し出ること。

6. 除名

会員が次のどれかに該当するときは、理事長がこれを除名することができる。

6 - 1. 会員規約に反する行為を行ったとき

6 - 2. 当協会の主旨に著しく違反する行為があったとき

6 - 3. その他の除名すべき正当な事由があるとき

7. 登録の権利の譲渡の禁止

会員の権利は、登録者以外の第三者に対していかなる理由があろうとも譲渡することを禁じ、また譲渡できないものとする。

8. 特典について

特典については随時ウェブサイトで公表し、変更があった場合には推進事務局が会員に周知する。年度途中での登録の場合にも、該当年度内の特典を贈呈する。

※ 尚、一般社団法人登記後は、会員規約を理事会の判断において改訂する場合があります。

2018年06月12日、日本惑星協会推進事務局